

令和5年度地域密着型サービス整備事業者募集に関する質問回答

令和5年9月12日

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

質問への回答は次のとおりです。

募集要項に関する質問
<p>○質問</p> <p>宮城県が交付する地域医療介護総合確保事業補助金と今回の施設整備費補助金を併用することは可能か。</p>
<p>●回答</p> <p>施設整備費補助金は、地域医療介護総合確保事業補助金を財源とし交付する補助金となります。よって、併用はできません。詳しくは、地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱及び仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金交付要綱をご参照ください。</p>
<p>○質問</p> <p>施設整備費補助金の対象となる増築あるいは改修の規模や条件はあるか。</p>
<p>●回答</p> <p>地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱及び補助金交付要綱別表1の1、別表1の2に記載のとおりです。看護小規模多機能型居宅介護事業を新築、増築または改築により新たに整備する事業が対象となるため、例えば、整備内容として、既存の施設等を一部取り壊して、新たに施設等を整備する場合も対象となります。</p>